

地方分権に関する政権公約評価結果

平成21年8月11日

指定都市市長会

問い合わせ先
指定都市市長会事務局
担当 濱野・渡辺
電話 03-3591-4772
E-mail jimukyoku@siteitosi.jp

各党の地方分権に関する政権公約評価

要望項目	配点		自民党	公明党	民主党	理由
1 地方分権改革の推進	10	位置付け	8.9	9.4	8.9	各党ともに、地方分権改革の推進を重点施策として位置づけている。
2 指定都市に対する大幅な権限移譲	10	権限移譲	7.4	6.0	8.2	各党ともに、「義務付け・枠付けの廃止」「地方への権限移譲」などに触れ、特に、民主党は、地方分権改革推進委員会の勧告以上に進めるとしている。
	10	出先機関	4.1	4.8	7.1	各党ともに、出先機関の廃止・縮小を記載している。 特に民主党は、出先機関を統廃合する際の事務権限の移譲先として指定都市を明示している。 各党ともに、権限移譲と併せた財政措置の関係については不明確である。
3 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立	10	税源移譲	3.4	7.0	1.3	自民党は、地方税源の充実や、税源配分の見直しの記載がある。 公明党は、国と地方の税源比率を1対1について明示している。 民主党は、地方への税源移譲については明確に記載していない。
	10	補助金	3.3	3.8	6.2	自民党、公明党は、補助金を見直しするとの記載に留まっている。また、国の担うべき分野の経費負担については記載していない。 民主党は、「ひもつき補助金の廃止」を明記しており、また、国の担うべき分野の経費負担について記載している。
	10	地方交付税	9.3	3.6	5.3	自民党は、地方交付税の増額や、法定率の見直しなどについて記載している。 公明党は、法定率については記載していない。 民主党は、交付税機能を強化した新制度創設の記載はあるが、制度内容は不明確。
	10	直轄事業	7.0	9.5	8.9	公明党、民主党は、制度自体の廃止を記載している。 自民党は、「抜本的な見直し」に留まっている。 自民党、公明党は、維持管理費の廃止時期を記載している。
	10	特例税制	0.0	0.0	0.5	各党ともに、大都市特例税制については、ほとんど記載していない。
4 新たな大都市制度の創設	10	大都市制度	0.0	0.0	2.6	各党ともに、大都市制度の創設については記載していない。 民主党は、大都市制度のあり方を検討する旨を記載している。
5 新たな地方自治制度のあり方について	10	地方自治	4.9	4.9	5.6	各党ともに、国と地方との協議の場の法制化について明示している。
6 その他	±10	その他	1.3	1.2	-0.2	【主な加点事項】自民党、公明党は、地方消費税を充実するなどの記載がある。 【主な減点事項】民主党は、自動車関係諸税の暫定税率廃止に伴う地方の財源確保については記載していない。
合計			49.5	50.2	54.5	

(注)四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

指定都市市長会 政党政権公約評価基準

要請項目(6/26)	配点	評価の目安
<p>1 地方分権改革の推進(10) 「地方が主役の国づくり」という視点から、我が国のあるべき姿を展望し、国民的な議論となるよう、地方分権改革の推進を最重点政策として明確に位置付けること。(10)</p>	10	<p>【地方分権の位置づけ】 10点 地方分権改革の推進を最重点政策として明確に位置づけている場合</p>
<p>2 指定都市に対する大幅な権限移譲(20)</p> <p>(1) 指定都市は、道府県に比肩する高度な行政能力を有していることから、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、真に国・道府県が担わなければならない事務以外の事務全てを指定都市に権限移譲すること。また、法令等による義務付け・枠付け・関与を廃止・縮小すること。(10)</p> <p>(2) 国の出先機関改革に伴う事務・権限の移譲先として指定都市を明確に位置付けるとともに、道府県と同等に扱うこと。(10)</p>	10	<p>【権限移譲と義務付け・枠付け】 3点 国と地方の役割分担を抜本的に見直す趣旨の記載がある場合 2点 地方に大幅な権限移譲を行なう趣旨の記載がある場合 3点 法令等による義務付け・枠付け・関与を廃止・縮小する趣旨の記載がある場合 2点 指定都市の役割を踏まえた権限移譲をする趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p> <p>【出先機関】 4点 出先機関改革に伴い地方に事務・権限の移譲を行なう趣旨の記載がある場合 3点 事務・権限の移譲とあわせ財政措置をする趣旨の記載がある場合 3点 指定都市を移譲先として明確に位置づけまたは指定都市を県と同等に位置づける趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p>
<p>3 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度の確立(50)</p> <p>(1) 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度を確立するため、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進めることで、地方税中心の歳入体系を構築すること。(40)</p> <p>(2) 事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務事業に必要な財源について、道府県から指定都市へ税源移譲することにより、指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制を創設すること。(10)</p>	10	<p>【税源移譲】 5点 「5:5」など、国と地方の税の配分割合を対等とする趣旨の記載がある場合 3点 国税から地方税へ税源移譲する趣旨の記載がある場合 2点 地方税中心の歳入体系とする趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p> <p>【国庫補助負担金】 4点 国庫補助負担金を廃止する趣旨の記載がある場合 3点 国庫補助負担金の廃止と併せ税源移譲する趣旨の記載がある場合 3点 国が担うべき分野は経費全額を国による負担とする趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p> <p>【地方交付税】 4点 地方交付税を復元・増額する趣旨の記載がある場合 3点 地方財源不足額等の解消は法定率の引き上げにより対応する趣旨の記載がある場合 3点 地方交付税を削減しない趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p> <p>【直轄事業負担金】 4点 国直轄事業負担金制度を廃止する趣旨の記載がある場合 3点 直ちに維持管理費にかかる負担金を廃止する趣旨の記載がある場合 3点 国直轄事業負担金の範囲を見直す趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p> <p>【大都市特例税制】 5点 道府県から指定都市へ税源移譲する趣旨の記載がある場合 5点 指定都市の事務配分に応じた大都市特例税制を創設する趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p>
<p>4 新たな大都市制度の創設(10) 今次の地方分権改革において新たな大都市制度のあり方を明確に示すとともに、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、道州制の導入も視野に入れた新たな大都市制度を創設すること(10)</p>	10	<p>【大都市制度】 8点 大都市制度を創設する趣旨の記載がある場合 2点 大都市制度を創設する際には指定都市の意見を反映する趣旨の記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p>
<p>5 新たな地方自治制度のあり方について(10) 指定都市が果たしている役割を踏まえたうえで、新たな地方自治制度のあり方を明確に示すこと(10)</p>	10	<p>【地方自治制度と指定都市】 5点 指定都市が果たしている役割を踏まえた新たな地方自治制度のあり方に関する記載がある場合 5点 その他、地方分権に有益な政策について記載がある場合 (各▲1点 明記には至らず、努力目標などにとどまる場合)</p>
<p>6 その他</p>	±10	<p>±10点 指定都市として評価すべき点がある場合はプラスとし、懸念される場合には、マイナスとする。</p>